

（区画整理）（暗渠排水）

令六・一一・五まで

大分県報

令和六年
第五五一号
十月十五日

（火曜日）

目次

告示	警察本部訓令	一
告示	大分県警察公印管理規程の一部改正	二
告示	大分県警察職員身分証明書規程の廃止	二
告示	落札者等の公示	三
告示	開発行為の完了	三

○告示

大分県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業
（農業用排水施設整備）

宇田枝地区

令六・一〇・一五から

豊後大野市役所

令和六年十月十五日

大分県報（告示）

大分県告示第四百七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により、令和六年十月一日付けをもつて次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和六年十月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

海区漁場計画の公示の際の漁場計画番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名又は名称	免許の内容	条件	存続期間
区第一一〇号	区第一一〇号	大分市府内町三丁目五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 中根 隆文	令和六年六月二十八日付け大分県告示第三百三十五号（以下「告示」という。）のとお	同上	令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
区第四六三二号	区第四六三二号	同右	告示のとお	同上	同右
区第三三四〇号	区第三三四〇号	同右	告示のとお	同上	令和六年十月一日から令和十年八月三十一日まで
区第四六二二号	区第四六二二号	同右	告示のとお	同上	同右
区第四六四三三	区第四六四三三	同右	告示のとお	同上	同右
区第四六九〇号	区第四六九〇号	佐伯市蒲江大字丸市尾浦一三四番地一 株式会社福田水産 代表取締役 福田 勝	告示のとお	同上	令和六年十月一日から令和十六年三月三十一日まで

大分県告示第四百七十四号

大分県報（告示）

令和六年十月十五日

大分県報（告示・警察本部訓令）

二

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
	泉線			
県道湯平温	由布市湯布院町下湯平字中ノ瀬 九三五番一から 由布市湯布院町下湯平字小屋床 八五五番一四まで	前	メートル 二二・八 九・四	メートル 四四三・三
	由布市湯布院町下湯平字中ノ瀬 九三五番一から 由布市湯布院町下湯平字小屋床 八五五番一四まで	後	三二・七 一三・六	四三四・八

大分県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年十月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	泉線				
県道湯平温	由布市湯布院町下湯平字中ノ瀬 九三五番一から 由布市湯布院町下湯平字小屋床 八五五番一四まで	前	メートル 四四・七 一二・二	メートル 一五七・二	上記A及びBは、関係図面に表示
	由布市湯布院町下湯平字中ノ瀬 九三五番一から 由布市湯布院町下湯平字小屋床 八五五番一四まで	A			

県道梶寄浦 佐伯線		一まで	佐伯市鶴見大字吹浦 字鯛網代一八七四番 九から 佐伯市鶴見大字吹浦 字竹ノ内一八四一番 一まで	後	五〇・六 一二・二	一五七・二	する敷 地の区 分をい う。
		B	佐伯市鶴見大字吹浦 字鯛網代一八七四番 五から 佐伯市鶴見大字吹浦 字竹ノ内一八四二番 一まで		一七・一 六・六	二〇二・三	

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第25号

大分県警察公印管理規程（平成6年大分県警察本部訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
令和6年10月15日
大分県警察本部長 種田 英明

別表の大分県警察本部打印の項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

大分県警察本部訓令第26号

警察本部
警察学
警察部
警察署

大分県警察職員身分証明書規程（平成8年大分県警察本部訓令甲第7号）は、廃止する。
令和6年10月15日

大分県警察本部長 種田 英明

この訓令は、令和6年10月15日から施行する。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年十月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
県税総合情報管理システム・自動車税システム端末パソコン等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部税務課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和六年九月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額
八十万三千円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和六年八月九日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和六年十月十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
由布市挾間町古野字吹上ツル九百九十五番一ほか四十六筆及び千五番三ほか一筆の各一部並びに九百九十五番一ほか七筆の各地先里道及び千六番三ほか一筆の各地先水路
- 二 開発区域の面積
七千三百八十・三五平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
大分市大字津留千九百十一番地十九
大分縁不動産株式会社 代表取締役 松尾 修二
- 四 完了検査年月日
令和六年九月十日

令和六年十月十五日

大分県報（警察本部訓令・公告）